高知県精神障害者自立サポート基金管理運営規則

第１条　目的

高知県における精神障害者が地域に正しく理解され、地域社会の一員として、ともに生活しながら社会復帰や社会参加の促進を図るため、現行制度でカバーし難い当面必要な短期資金を供給し、精神保健福祉事業の効率的かつ円滑な実施に寄与することを目的とする。

第２条　融資対象者

(1) 障害者サービス事業所等運営支援融資
①精神障害者に対応した障害者サービス事業所等を運営している者
②精神障害者に対応した障害福祉サービス事業（障害者総合支援法に規定されものをいう）を運営している者

(2) 障害者サービス事業所等育成融資
①精神障害者に対応した障害者サービス事業所等を運営している者。
②精神障害者に対応した障害福祉サービス事業を行おうとする者、及び新たに運営しようとする者。
③その他、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加に寄与する者。

第３条　融資対象経費

(1) 障害者サービス事業所等運営支援融資
①精神障害者の障害者サービス事業所等のための一時的な運転資金
②精神障害者に対する障害福祉サービス事業を行うための一時的な運転資金

(2) 障害者サービス事業所等育成融資
①精神障害者に対する障害福祉サービス事業所等の設立に要する経費（設備資金、敷金、家賃等）
②精神障害者の障害者サービス事業所等の設備整備に要する経費
③精神障害者の障害者サービス事業所等での新たな設備投資費
④精神障害者グループ等の事務局等整備費
⑤講演会や研修会、バザーの開催関連費
⑥その他、事業の遂行上、高知県精神保健福祉協会（以下「協会」という。）が必要と認めた経費

第４条　融資条件

(1) 融資限度額	２，０００千円　以内
(2) 償還期間	１年以内 （但し、協会が必要と認めた者については５年を限度に延長することができる。）
(3) 融資利率	無利子
(4) 審査	高知県精神保健福祉協会基金管理運営委員会の厳正な審査のうえ、融資の可否及び融資額、期間について決定する。
(5) その他	補助制度に該当する者は、補助金が入った場合は速やかに返済するものとする。

第５条　申請手続

この自立サポート資金を受けようとする者は、必要関係書類と申請書を協会に提出しなければならない。

第６条　実績報告

この自立サポート資金の事業実績報告は、資金を返済した日から１か月以内に報告書を協会あてに提出するものとする。

第７条　その他

この規則に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この規則は、平成　９　年　４　月２３日から施行する。

附　則

この規則は、平成１１年　３　月　４　日から施行する。

附　則

１．この規則は、平成１９年　２　月　８　日から施行する。
２．この規則の施行後３年を目途として、規則の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　この規則は、令和　元　年１１月２１日から施行する。